

埼玉県住宅リフォーム工事検査制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本県において適正な住宅リフォーム工事を推進するため、住宅リフォーム工事の検査制度に関し必要な事項を定め、もって県民が安心して住宅リフォームを行える環境を整備することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 住宅 戸建て、長屋及び共同住宅をいい、併用又は兼用住宅を含む。
- 二 住宅リフォーム工事 住宅を増改築、修繕、改修若しくは模様替え又は住宅に附属する設備を新設若しくは更新すること（建築基準法（昭和25年法律第201号）以下「法」という。第7条の規定に基づく完了検査の申請を必要とする工事を除く。以下同じ。）をいう。
- 三 施工主 住宅リフォーム工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 四 リフォーム業者 住宅リフォーム工事を請け負う者をいう。

（住宅リフォーム工事の検査）

第3条 住宅リフォーム工事の検査とは、法第77条の21の指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）のうち、知事が指定した者（以下「指定検査機関」という。）が実施する検査をいう。

- 2 住宅リフォーム工事の検査は、施工主又はリフォーム業者が指定検査機関に任意により申込みをした場合に行う。
- 3 住宅リフォーム工事の検査は、書類検査又は現場検査とする。

（住宅リフォーム工事の検査の対象）

第4条 住宅リフォーム工事の検査の対象は、県内で行われる住宅リフォーム工事とする。ただし、共同住宅の場合は、専有部分の住宅リフォーム工事に限る。

（住宅リフォーム工事の検査の方法）

第5条 住宅リフォーム工事の検査の方法は、県が作成した別添の埼玉県住宅リフォーム工事検査マニュアル（以下「検査マニュアル」という。）に基づき行うものとする。

- 2 住宅リフォーム工事の検査は指定検査機関が指定した検査員が行うものとする。
- 3 前項の規定による検査員の指定は、検査マニュアルの規定に基づき行うものとする。

（指定検査機関の指定等）

第6条 指定検査機関の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称
 - 二 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
 - 三 住宅リフォーム工事の検査の業務を行う事務所の名称及び所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 指定確認検査機関であることを証する書類
 - 二 現に行っている業務の概要を記載した書類

三 住宅リフォーム工事の検査の業務の実施に関する計画を記載した書類

四 その他参考となる事項を記載した書類

- 3 知事は、第1項の申請の内容が次条の指定の要件に適合すると認められた場合は、申請者を、指定検査機関として指定する。
- 4 知事は、前項の規定による指定をした場合、申請者に対し指定検査機関として指定した旨の通知書（様式第2号）を交付する。
- 5 指定検査機関は、第1項各号を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を記載した届出書（様式第3号）を知事に届け出なければならない。

（指定検査機関の指定の要件）

第7条 知事は、次に掲げる要件を満たす場合に指定検査機関の指定を行う。

- 一 県内全域を営業範囲とする指定確認検査機関であること。
- 二 本店又は支店の事務所（住宅リフォーム工事の検査を行う事務所に限る。）を県内に有する者であること。

（指定検査機関の指定の更新）

第8条 前条の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

（指定検査機関の責務）

第9条 指定検査機関並びにその職員及びその職にあった者は、住宅リフォーム工事の検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

- 2 指定検査機関は、住宅リフォーム工事の検査の業務に関し、住宅リフォーム工事の検査を申し込んだ者との間に紛争が生じたときは、自ら解決しなければならない。

（書類の備付け）

第10条 指定検査機関は、次に掲げる事項を記載した書類（書類検査及び現場検査の種類に区分する。）を備え付け、これを保存しなければならない。

- 一 申込者の氏名及び住所
- 二 施工主の氏名及び住所
- 三 住宅リフォーム工事の場所
- 四 構造及び階数
- 五 住宅の種類（戸建て、長屋、共同住宅等）
- 六 住宅リフォーム工事の内容
- 七 リフォーム業者の氏名又は名称及びリフォーム業者の住所又は主な事務所の所在地
- 八 指定検査機関が住宅リフォーム工事の検査申込みを受け付けた日及びその受付番号
- 九 指定検査機関が住宅リフォーム工事の検査を行った日及びその検査結果

（照会）

第11条 指定検査機関は、住宅リフォーム工事の検査の適正な実施のため必要な事項について、知事に照会することができる。この場合において、知事は当該照会をした者に対して、通知その他必要な措置を講ずるものとする。

（指定検査機関の指定の取消し）

第12条 知事は、指定検査機関が第7条の要件を満たさなくなったとき、又は著しく不適當

な行為をしたときは、その指定を取り消すものとする。

（検査実績の報告）

第 13 条 指定検査機関は、前月の検査実績について次に掲げる事項を書面により速やかに、知事に報告しなければならない。

- 一 書類検査の件数
- 二 現場検査の件数

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 8 日から施行する。

様式第1号（第6条、第8条関係）

指定検査機関（指定・更新）申請書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印

埼玉県住宅リフォーム工事検査制度要綱に基づく指定検査機関の（指定・更新）を受けたいので、同要綱第6条第1項（第8条第2項において準用するものを含む。）の規定により申請します。

住宅リフォーム工事検査の業務を行う事務所の名称及び所在地

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
 - 3 第6条第2項各号に掲げる書類を添付すること。
 - 4 氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できる。

様式第2号（第6条、第8条関係）

指定検査機関（指定・更新）通知書

平成 第 年 月 日

申請者の氏名又は名称 様

埼玉県知事



下記による指定検査機関（指定・更新）申請書を審査したところ、提出書類に不備がなく埼玉県住宅リフォーム工事検査制度要綱に規定する指定の要件に適合しているので、同要綱の規定に基づく指定検査機関として（指定・更新）します。

記

- 1 指定番号
- 2 指定検査機関の氏名又は名称
- 3 指定検査機関の住所又は主たる事務所の所在地
- 4 住宅リフォーム工事検査を行う事務所の名称及び所在地
- 5 指定の有効期間

（注意）この通知書は、大切に保存してください。

※指定検査機関は、住宅リフォーム工事の検査の業務に関し、住宅リフォーム工事の検査を申し込んだ者との間に紛争が生じたときは、自ら解決してください。

※指定の有効期間中に埼玉県住宅リフォーム工事検査制度要綱第7条の指定の要件を満たさなくなったときは、指定検査機関の指定は失効することとなります。

様式第3号（第6条関係）

指定検査機関変更届出書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印

次の事項を変更するので、埼玉県住宅リフォーム工事検査制度要綱第6条第5項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 変更前の事項
- 2 変更後の事項
- 3 変更の日
- 4 変更の理由

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
 - 3 氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できる。